平成２６年（フ）第９号
徳島県阿南市那賀川町日向６番地16
債務者　中村　峰廣
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第１０号
徳島県阿南市那賀川町日向６番地16
債務者　中村　正敏
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第２０号
佐賀県唐津市厳木町岩屋530番地１　寿光園
債務者　井上　鈴子
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第３８号
大分市大字宮崎1652番地の１　コーポ小原202
債務者　小野　善弘
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７５号
大分市大字田尻181番地の１　ＡＤＯＲＥ・ＢＥＲＲＹ103
債務者　桃田　文雄
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７６号
大分市大字羽屋52番地の１
債務者　髙瀬　哉江
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第７９号
大分県別府市大字南立石1082番地の165　西別府台住宅Ｃ棟ふたば507号
債務者　宮本　仁美
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１８号
熊本市北区清水新地２丁目６番16号　コーポ幸102
債務者　土山　良一
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４４号
熊本市中央区黒髪２丁目10番24号　後藤アパート西202号
債務者　光永　賢司
1　決定年月日時　平成26年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
富山市婦中町速星737番地２　ルーラル速星206
債務者　高林　智美
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４７号
佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸溝1238番地１西佐賀団地114、前住所佐賀市八戸溝１丁目２番９号
債務者　徳森　秀明
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１号
宮城県石巻市桃生町中津山字中津山１番地１、前住所宮城県東松島市矢本字町浦10番地３
債務者　今野ゆかり
1　決定年月日時　平成26年３月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月11日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２５年（フ）第１３２０号
愛知県春日井市中野町２丁目24番地１
債務者　加藤冨佐枝
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２８号
熊本市東区秋津町秋田3298番地２　秋津団地２Ｃ－９－407
債務者　緒方　志保
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１０２号
栃木県宇都宮市簗瀬３丁目７番９号　メゾンオーブＡ105号、前住所栃木県宇都宮市下河原１丁目１番34号　トミーハイツアルカディア202号
債務者　立田　勇二
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２８号
神奈川県藤沢市稲荷１丁目11番１―101号
債務者　中島佐知子（旧姓小藤）
1　決定年月日時　平成26年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部